

# たごうら児童クラブ規約

(名称)

## 第1条

当児童クラブの名称をたごうら(南北)児童クラブ(以下「クラブ」という。)とする。

(設立目的)

## 第2条

田子浦小学校(以下「学校」という。)の留守家庭児童の放課後及び日曜・国民の休日を除く学校休業日(春・夏・秋・冬休み等)を指導員の援助のもとに、児童が健康で安全に安心してすごせる居場所、遊びを中心にのびのびとした楽しい生活を送る居場所として設立する。

(運営)

## 第3条

- 1 クラブの運営は、たごうら児童クラブ運営委員会が行う。
- 2 運営委員会の構成委員及び協議事項については、富士市児童クラブ運営委員会規程に定めるところによる。

(活動場所)

## 第4条

クラブの活動場所及び事務所は富士市中丸98番地に置く。

(運営委員会)

## 第5条

運営委員会は毎年4月に総会を開催する。また、必要に応じて役員会(運営委員会・指導員会・保護者会の代表者による意見交換、調整を目的とする)を開き、クラブの運営が円滑に進むよう努める。

(指導員会)

#### 第6条

運営委員会は児童の指導育成に必要な連絡、相互理解及び相互協力を図るために、指導員会を設置する。指導員は運営委員会と雇用契約を結び、主任は運営委員会が任命する。

(保護者会)

#### 第7条

運営委員会は児童の指導育成に必要な連絡、相互理解及び相互協力を図るために、保護者会を設置する。

(会議)

#### 第8条

当クラブの会議は総会、運営委員会、指導員会、保護者会、役員会とする。会議は、定数の過半数の出席によって成立し、出席者の過半数の賛成によって議決する。委任を認める。

(開所日及び開所時間)

#### 第9条

平日 →12時から19時00分

学校休業日（土曜日・春・夏・秋・冬休み等）→7時30分から18時30分  
日曜日・国民の休日・お盆（8月13日～15日）及び年末年始（12月29日～1月3日）は原則として開所しない。

(児童の帰宅)

#### 第10条

児童の帰宅は、保護者が迎えに来ることを原則とする。

(入会)

#### 第 11 条

入会を希望する児童の保護者は、運営委員会会長に入会申込書を提出する。運営委員会は、クラブの趣旨及び規約を説明したうえで、入会の意思を確認する。運営委員会会長は、運営委員会に諮り入会を許可するか否かを決定する。

(入会金)

#### 第 12 条

新規にクラブに入会する児童の保護者は、入会金として 5,000 円 をクラブに納入しなければならない。ただし、同一世帯の児童 2 人目以降の場合には入会金は 2,500 円とする。

(会費)

#### 第 13 条

- 1 会費は、共働き児童 1 人につき 1 ヶ月 10,000 円とし、同一世帯の兄弟姉妹については、児童 1 人につき 9,000 円とする。単親家庭は児童 1 人につき 8,000 円とし、同一世帯の兄弟姉妹については、児童 1 人につき 7,000 円とする。
- 2 「長期休み追加金」として年度内 (4/1~3/31) 一人 4,000 円とし、一日でも利用した場合、全額納める。総会時に集金し返金はしない。但し、事前に保護者が全日利用しない旨を申し出た場合、納める必要はない。
- 3 土曜日利用・月途中からの入会・春休みの臨時利用等については、1 日 500 円とする。
- 4 延長時間は 18 時 1 分から 18 時 30 分までとし、延長料金は 200 円/15 分毎とする。
- 5 会費の納入は、毎月 1 日に保護者の JA 富士市田子浦支店口座より口座振替にて行う。1 日に引き落とし不能となった場合は 10 日に再引き落としとなる。これも不能だった場合、保護者が当クラブの JA 口座に直接振り込む。
- 6 口座引き落としによる会費の納入がなく、たびたび督促されている場合、運営委員会より連絡をとり、退会の手続きに入る。

(休会)

#### 第14条

特別な事情により休会する場合は、運営委員会会長に届け出なくてはならない。この場合には会費は、1ヶ月につき1,000円納付する。

(退会)

#### 第15条

退会は原則として、1ヶ月前に退会届を運営委員会会長に提出しなければならない。クラブの運営趣旨並びに相互協力の精神に鑑み、クラブに所属することが適当でない会員については、運営委員会は退会させることができる。

(児童クラブ共済の加入等)

#### 第16条

予期しない事故などが発生した場合、クラブは公的な組織ではないため、その事故責任・賠償などを運営委員会・指導員・保護者等に求めることは困難であることから、その対応として児童クラブ共済に加入する。

(高学年サポート制度規程)

#### 第17条

4年生以上の児童の保護・指導として、別途規程を定めて運営する。

(慶弔規程)

#### 第18条

- 1 会員児童、保護者、運営委員、指導員の死亡の場合は、香典1万円とする。
- 2 この規程以外、特別事項発生の場合、運営委員会会長判断とする。

(雑則)

#### 第19条

この規約に定めるもののほか、クラブの運営上必要な事項は、運営委員会又は保護者会で、別に定める。

(附則) 平成13年4月1日～平成22年4月24日 毎年 改正